



市 章

# 名護市公報

第507号

発 行 令和 8年 2月16日

発行所 名護市

総務部総務課

## 規 則

- 名護市規則第3号(総務課)  
名護市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の公布について

## 告 示

- 名護市告示第6号(農業政策課)  
名護市遊休農地対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第7号(羽路支所)  
羽地ダム水源ビジョン推進懇話会設置要綱の全部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第8号(低所得世帯PT)  
名護市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱の公表について
- 名護市告示第9号(介護長寿課)  
居宅介護支援事業者の新規指定について
- 名護市告示第10号(財政課)  
令和7年度名護市一般会計予算の公表について(第7号補正)(専決処分)
- 名護市告示第11号(介護長寿課)  
公示送達書の告示について
- 名護市告示第12号(保育・幼稚園課)  
名護市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第13号(総務課)  
漂着物の保管について
- 名護市告示第14号(健康増進課)  
名護市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第15号(介護長寿課)  
名護市老人保護措置費の支弁に関する要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第16号(地域力推進課)  
地縁による団体の告示事項の変更告示につ

いて(名護市古我知区)

- 名護市告示第17号(市民課)  
住所異動催告及び催告期限経過後住民票消除の告示について
- 名護市告示第18号(税務課)  
市税滞納者の執行停止通知書の公示送達について
- 名護市告示第19号(税務課)  
令和7年度市県民税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第20号(税務課)  
令和7年度固定資産税納税通知書の公示送達について
- 名護市告示第21号(観光課)  
名護市観光振興基本計画懇話会設置要綱の一部を改正する要綱の公表について
- 名護市告示第22号(税務課)  
令和7年度軽自動車税納税通知書の公示送達について

## 公 告

- 名護市公告第3号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について(スポーツコンベンション交流拠点施設整備外構工事)
- 名護市公告第4号(工事契約検査課)  
名護市公募型指名競争入札の実施について21世紀の森公園園路照明改修工事(その1)
- 名護市公告第5号(農林水産課)  
保安林の指定の予定告示の掲示について(名護市字世富慶)
- 名護市公告第6号(農業政策課)  
地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更案の公告・縦覧について
- 名護市公告第7号(農林水産課)

保安林の指定の予定告示の掲示について（  
名護市字古我知）

名護市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

名護市長

渡具知 武豊



名護市規則第 3 号

名護市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則 ~別紙

## 名護市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）の確認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

### (特定乳児等通園支援事業者の確認の申請等)

第3条 法第54条の2第2項の規定に基づき乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、施行規則第44条の2で準用する施行規則第39条に規定する事項を記載した特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）及び書類を市長に提出しなければならない。ただし、同条第4号に掲げる事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）については、市長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したとき、又は却下するとしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認決定通知書（様式第2号）又は特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請)

第4条 法第54条の3で準用する法第44条の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者の確認の変更を受けようとする者は、施行規則第44条の2で準用する施行規則第40条に規定する事項を記載した特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第4号）及び書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、変更すると決定したときは、又は却下するとしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認変更決定通知書（様式第5号）又は特定乳児等通園支援事業者確認変更申請却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

### (特定乳児等通園支援事業の名称等の変更の届出等)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、施行規則第44条の2で準用する施行規則第41条第1項に規定する事項に変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に、当該変更に係る事項について、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。ただし、施行規則第44条の2で準用する第39条第4号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 前項の届出であって、特定乳児等通園支援事業者の管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、法第54条の3で準用する法第52条第2項に規定する申請をすることができる者に該当しないことを誓約する書面を添付して行うものとする。

### (特定乳児等通園支援事業の利用定員の減少の届出)

第6条 法第54条の3で準用する法第47条第2項の規定による特定乳児等通園支援事業の利用定員の減少の届出は、特定乳児等通園支援事業利用定員減少届出書（様式第8号）を提出することによって行うものとする。

### (特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退の届出)

第7条 法第54条の3で準用する法第48条の規定に基づき確認を辞退しようとする特定乳児等通園支援事業者は、その確認を辞退する日の3か月前までに、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

(特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し等)

第8条 市長は、法第54条の3で準用する法第52条の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者に係る確認の取消し又は停止をしたときは、当該特定乳児等通園支援事業者に対し、特定乳児等通園支援事業者確認取消(停止)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第55条第1項の規定による業務管理体制の整備について、同条第2項第1号又は第4項の規定により届け出る場合には、遅滞なく、施行規則第46条第1項に規定する事項を記載した業務管理体制整備届出書(様式第11号。第3項において同じ。)を、市長に提出しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を記載した業務管理体制変更届出書(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、法第55条第2項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の業務管理体制整備届出書を、市長及び変更後の区分により届け出るべき市町村長等又は変更前の区分により届け出るべき市町村長等に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	郵便番号 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

第 号  
年 月 日

申請者 殿

名護市長

特定乳児等通園支援事業者確認決定通知書

年 月 日付けで子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規程に基づき、確認申請のあった乳児等通園支援事業について、次のとおり確認を決定したので通知します。

特定乳児等通園支援事業	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 — ) 名護市
	区 分	
申請者(設置者)	名 称	
	主事務所の所在地	
	代表者の氏名 ・ 住 所	
特記事項		

申請者

名護市長

特定乳児等通園支援事業者確認却下通知書

年 月 日付けで子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定に基づき、確認申請のあった乳児等通園支援事業について、次のとおり確認申請を却下したので通知します。

乳児等支援事業	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 - ) 名護市
	区 分	
申請者 (設置者)	名 称	
	主事務所の 所 在 地	
	代表者の氏 名・住所	
却下理由		

教示

- ① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。
- ② この処分については、上記①の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 なお、上記①の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ③ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	郵便番号 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後 (増加) の利用定員 (人)			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第 年 月 日

申請者 殿

名護市長

特定乳児等通園支援事業者確認変更決定通知書

年 月 日付けで子ども・子育て支援法第54条の3で準用する第44条の規定に基づき、確認変更申請のあった乳児等通園支援事業について、次のとおり確認の変更を決定したので通知します。

特定乳児等通園支援事業	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 - ) 名護市
	区 分	
申請者(設置者)	名 称	
	主事務所の 所 在 地	
	代表者の氏 名・住所	
特記事項		

第 年 月 日 号

申請者 殿

名護市長

特定乳児等通園支援事業者確認変更却下通知書

年 月 日付けで子ども・子育て支援法第54条の3で準用する第44条の確認の変更申請のあった乳児等通園支援事業について、次のとおり確認変更申請を却下したので通知します。

乳児等通園支援事業	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 - ) 名護市
	区 分	
申請者(設置者)	名 称	
	主事務所の所在地	
	代表者の氏名・住所	
却 下 理 由		

教示

- ① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。
- ② この処分については、上記①の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 なお、上記①の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ③ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定に基づく確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	郵便番号 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程

特定乳児等通園支援事業利用定員減少届出書

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定に基づく確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届け出ます。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	郵便番号 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員の数を減少しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後 (減少) の利用定員 (人)			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日							
利用定員を減少しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

様式第9号（第7条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定に基づく確認の辞退をしたいので、以下のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	郵便番号 -
	電 話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
(廃止の場合) 財産処分	

特定乳児等通園支援事業者 殿

名護市長

特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書

子ども・子育て支援法第54条の2の確認を受けた特定乳児等通園支援事業者について、同法第54条の3で準用する第52条第1項の規定に基づき、次のとおり確認の取消し（停止）をしたので通知します。

乳児等通園支援事業者の確認を取消（停止）する	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 — ) 名護市
	区 分	
	確 認 年 月 日	年 月 日
設置者の名称		
取消（停止）理由		
取消	年月日	年 月 日
停止	内 容	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで

教示

- ① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名護市長に対して審査請求をすることができます。
- ② この処分については、上記①の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、名護市を被告として（訴訟において名護市を代表する者は名護市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記①の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ③ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

業務管理体制整備届出書

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第55条第1項に規定により業務管理体制を整備しましたので、同条第2項の規定により届け出ます。

事業者 (特定教育・保育提供者)	(フリガナ)				
	事業所の名称				
	事業所の所在地				
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(郵便番号 _____ ) 所在地:			
		電話番号		FAX番号	
		E-mail アドレス			
	法人等の種別				
	法人所轄庁				
	代表者の職名・ 氏名	職名	フリガナ		
			氏名		
代表者生年月日		年 月 日			
代表者の住所・ 連絡先	(郵便番号 _____ ) 住所:				
	電話番号		FAX番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
氏名					
添付書類	<input type="checkbox"/> 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者の場合)  <input type="checkbox"/> 業務執行の状況の監査の方法の概要 (確認を受けている施設又は事業所の100以上の事業者の場合に限る。)				

業務管理体制変更届出書

年 月 日

名護市長 殿

所在地 \_\_\_\_\_

届出者 氏名（又は名称） \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第55条第2項の規定に基づき届出をした業務管理体制について、次のとおり変更が生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 事業者（特定教育・保育提供者）の名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者の氏名・生年月日・住所 <input type="checkbox"/> 法令遵守責任者の氏名・生年月日 <input type="checkbox"/> 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 <input type="checkbox"/> 業務執行の状況の監査の方法
変更日	年 月 日
変更後	
変更前	

名護市告示 第6号

名護市遊休農地対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年 1月 13日

名護市長 渡具知 武豊



名護市遊休農地対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市遊休農地対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
 名護市遊休農地対策補助金交付要綱（令和7年告示第128号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地域計画エリア内の遊休農地の解消を促すことを目的に<u>農用地</u>利用集積等促進計画において農用地等の賃借権の設定等を受けた者に対し、その賃借料の一部について予算の範囲内で名護市遊休農地対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、名護市補助金などの交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めがあるもののほか、必要事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 遊休農地 名護市農業委員会が実施する利用状況調査において、遊休農地と判断された農地、<u>又は農地利用集積等促進計画において遊休農地解消確約書が必要な農地</u>をいう。</p> <p>(2)～(5) 略 (交付対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 農用地利用集積等促進計画の対象農用地が、<u>遊休農地解消に係る他の事業</u>の交付を受けていないこと。  <u>(5) 賃借権の設定を受ける者が、対象農用地等でこ継続して賃借権の設定を受けていないこと。</u></p> <p>以下、略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地域計画エリア内の遊休農地の解消を促すことを目的に<u>農地</u>利用集積等促進計画において農用地等の賃借権の設定等を受けた者に対し、その賃借料の一部について予算の範囲内で名護市遊休農地対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、名護市補助金などの交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めがあるもののほか、必要事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 遊休農地 名護市農業委員会が実施する利用状況調査において、遊休農地と判断された農地をいう。</p> <p>(2)～(5) 略 (交付対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 農用地利用集積等促進計画の対象農用地が、<u>農地活用集積促進事業等</u>の交付を受けていないこと。</p> <p>以下、略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

名護市告示第7号

羽地ダム水源地域ビジョン推進懇話会設置要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月13日

名護市長 渡具知 武豊



羽地ダム水源地域ビジョン推進懇話会設置要綱の全部を改正する要綱 ～別紙

(設置)

第1条 この要綱は、ダムを活かした水源地域の自立・持続的な活性化のために、羽地ダム管理者、名護市及び住民等が協同で策定した羽地ダム水源地域ビジョン（以下「ビジョン」という。）に基づき、ビジョン推進の在り方について検討するため、羽地ダム水源地域ビジョン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、意見交換するものとする。

- (1) ビジョンに係る推進方法の調整
- (2) ビジョンの推進に係る課題の検討
- (3) ビジョンの推進に係る関係行政機関、民間団体等との連絡調整
- (4) その他ビジョンの推進等に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 羽地ダム管理支所長
- (2) 振慶名区区長
- (3) 川上区区長
- (4) 田井等区区長
- (5) 親川区区長
- (6) 羽地地区教育関係者
- (7) 羽地地区農業従事者
- (8) 羽地地区観光事業者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会を代表し、懇話会の会務を総理し、その議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(報償等)

第7条 懇話会に出席した者の報償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する規則（平成15年規則第1号）別表第19号に規定するその他委員等の額と同額を支給する。

- 2 懇話会に出席した者のうち、市外の者については、交通に要した費用相当の額を旅費として支給することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、地域経済部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則  
この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

名護市告示第8号

名護市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を次のように定める。

令和8年 1月 16日

名護市長 渡具知 武豊



名護市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱 ～別紙

名護市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から物価高対応子育て応援手当（以下「手当」という。）を市からの贈与により支給することに関し、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 手当の支給を受けることができる者は、次のいずれかに規定する児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給するものとする。

- (1) ) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者
- (2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
- (3) 第1号の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までの間に離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、第1号の受給者から手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、手当に相当する額の金銭等を手当の目的のために消費していた場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前項に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>(1) (受給者等死亡の場合) 基準日後、支給決定前までの間に第1項に規定する受給者等が死亡した場合（この項の規定により手当を支給される者が、本手当の支給決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>(2) (施設入所等児童であることが事後に判明した場合) 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを市が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>

<p>(3) (家庭内暴力事案の場合)  基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に次条の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が本市において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）の請求をし、本市による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>
--	-------------------------

(対象児童)

第3条 この要綱による対象児童（手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

(支給額)

第4条 手当の支給額は、対象児童1人につき、2万円とする。

(申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、支給対象者に対し、手当の支給の申入れを行い、受給の意向を確認した上で、手当の支給を決定する。この場合において、支給を希望しない支給対象者は、所定の手続により届出をしなければならない。

2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げるいずれかの方式により、速やかに支給対象者に対し、手当を支給する。ただし、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 市が保有する支給対象者の口座に振り込む方式
- (2) 前項の支給決定までに、支給対象者が市に手当に係る口座登録等の届出を行い、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 支給対象者が市に申請書を郵送により提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (4) 支給対象者が市に申請書を郵送により提出し、市が現金書留により現金を送付する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 申請による手当の支給に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、令和8年4月30日までとする。ただし、市長は必要に応じて申請期限を延長することができる。

(申請による支給の方式)

第7条 申請者は、所定の申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、申請者が郵送又は市が指定する窓口へ提出して行うものとする。
- 3 第5条第2項第2号及び第3号の規定は、申請による給付について準用する。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、支給対象者であることを証する書類を提出させること等により、当該申請者が第3条の要件を満たす者であるかどうか確認を行うものとする。

5 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(オンラインによる手続)

第9条 第5条の規定による手当の支給の意向確認、支給を希望しない旨の届出及び指定口座への届出並びに第7条の規定による申請の手続については、市長が情報通信の技術を利用する方法(オンライン)により行うことができるようにあらかじめ指定した場合は、当該方法により支給対象者は手続を行うことができるものとする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により申請があったときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を決定する。

(手当の支給等に関する周知)

第11条 市長は、手当の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、手当の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合は、支給対象者が手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 提出された申請書に不備があり、市が指定した期間内に当該不備の補正が行われなかった場合は、支給対象者が手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第5条第1項又は第10条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず当該申請書の補正が行われず、手当を支給ができなかったときは、支給対象者が手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、手当の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、手当の支給を受けた者に対し、支給を行った手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第15条 この要綱に規定する様式は、市長が別で定める。

(補則)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名護市告示第 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項本文に規定する居宅介護支援事業者の指定について、同法第79条の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 16 日

名護市長 渡具知 武豊



申請者の名称	合同会社 e プラン
主たる事務所の所在地	沖縄県名護市宮里七丁目 5 番 2 号
代表者の氏名及び職名	代表社員 岸本 耕作
事業所の名称	ケアサポート e プラン
事業所の所在地	沖縄県名護市字宮里446番地 3 ベル・フルール102
介護保険事業所番号	4770901223
指定年月日	令和 8 年 2 月 1 日
指定の有効期間	令和 8 年 2 月 1 日 ～ 令和14年 1 月 31 日
サービスの種類	居宅介護支援事業

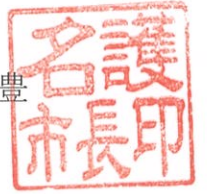
名護市告示第 10 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月20日に専決処分した下記予算の要領を別紙のとおり公表する。

令和8年1月20日

名 護 市 長

渡具知 武豊



記

令和7年度 名護市一般会計補正予算(第7号)

※ なお、原本(別紙)については、財政課に備えてあります。

名護市告示第 11 号

## 公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（介護長寿課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

2026年1月21日

名護市長 渡具知 武豊



納付通知書番号	書類の名称	科目	年度	期別	納付義務者
0000168152400	納入納付書	介護保険料	令和5年度	第14期	城間 正好
0000168152400	納入納付書	介護保険料	令和6年度	第14期	城間 正好
0000168152400	納入納付書	介護保険料	令和7年度	第8期	城間 正好
0000071725800	納入納付書	介護保険料	令和7年度	第8期	玉城 勝

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

名護市告示第12号

名護市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月26日

名護市長 渡具知 武豊



名護市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱の一部を改正する要綱 ~別紙

名護市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱の一部を改正する要綱

名護市家庭的保育事業等認可審査会設置要綱（平成27年告示第121号の2）の一部を次のように改正する。

（下線部分は、改正箇所）

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づいて行う家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の認可について、法第34条の15第3項の規定に基づいて、適格性、必要性等を総合的に審査するため、名護市家庭的保育事業等認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第8条 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づいて行う家庭的保育事業等_____（以下「事業」という。）の認可について、法第34条の15第3項の規定に基づいて、適格性、必要性等を総合的に審査するため、名護市家庭的保育事業等認可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>第2条から第8条 略</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

漂着物の保管について

みだしの件について、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定により、漂着物の引渡しがありましたので、同法第 25 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

つきましては、所有者の方は令和 8 年 7 月 29 日までに名護市総務部総務課へ申し出てください。

なお、上記期間までに申出がない場合は、所有者のないものと認め処分します。

記

拾得物件

拾 得 日：令和 8 年 1 月 27 日

拾得場所：名護浦湾海岸

物 件 名：バナナボート（白色）1 隻

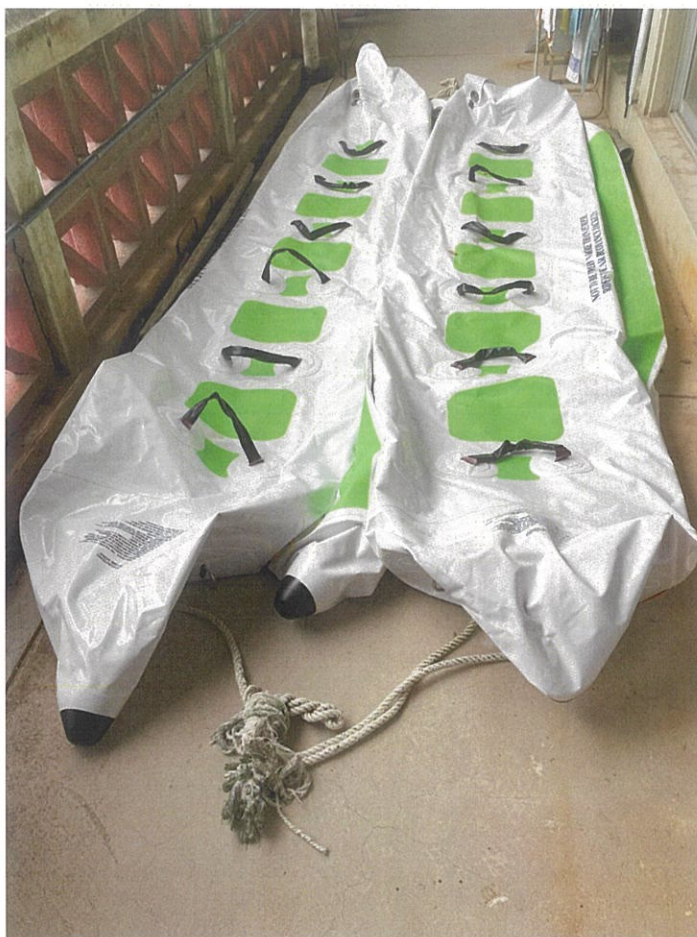
保管場所：名護市総務部総務課

令和 8 年 1 月 29 日  
名護市長 渡具知 武豊



## 物件写真

バナナボート（白色）1隻



縦：約470cm  
横：約190cm



名護市告示第14号

名護市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月30日

名護市長 渡具知



名護市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市健康ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

名護市健康ポイント事業実施要綱（令和元年告示第98条の2）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
第1条～第11条 略 別表第1（第3条、第5条関係）				第1条～第11条 略 別表第1（第3条、第5条関係）			
項目	ポイント	上限ポイント	備考	項目	ポイント	上限ポイント	備考
特定健診、生活習慣病検診 （職域含む）特定健診・後 期高齢者健診・人間ドック	各50	合計90ポイント まで有効	必須	特定健診、生活習慣病検診 （職域含む）特定健診・後 期高齢者健診・人間ドック	各50	合計90ポイント まで有効	必須
がん検診（胃・大腸・肺）	各20			がん検診（胃・大腸・肺）	各20		
特定健診早期受診	50	無し	6月 末ま でに 受診	婦人がん（乳・子宮）	各10	無し	
婦人がん（乳・子宮）	各10			特定健診後の保健指導	20		
特定健診後の保健指導	20			精密検査の受診	20		
精密検査の受診	20			歯周疾患検診	20		
歯周疾患検診	20			名護市内スポーツイベン ト等への参加 （ツールドおきなわ・地域 ウォーク等）	各10		
名護市内スポーツイベン ト等への参加 （ツールドおきなわ・地域 ウォーク等）	各10			スポーク・フィットネスセ ンターの利用	10		1回の み
スポーク・フィットネスセ ンターの利用	10		1回の み	名桜大学ヘルスサポート 開催イベントへの参加	10		各1回 のみ
名桜大学ヘルスサポート 開催イベントへの参加	10		各1回 のみ				
別表第2（第7条関係） 略				別表第2（第7条関係） 略			

(様式)

(略)

(様式)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

名護市告示第15号

名護市老人保護措置費の支弁に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月2日

名護市長 渡具知 武豊



名護市老人保護措置費の支弁に関する要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市老人保護措置費の支弁に関する要綱の一部を改正する要綱  
 名護市老人保護措置費の支弁に関する要綱（令和元年告示第188号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
第1条及び第2条 第3条 略 2 前項の規定により算定した事務費に、次の表に定める額を加算するものとする。				第1条及び第2条 第3条 略 2 前項の規定により算定した事務費に、次の表に定める額を加算するものとする。			
区分	加算額	適用開始月分	備考	区分	加算額	適用開始月分	備考
～略～				～略～			
～略～				～略～			
処遇改善③	一般事務費月額及び特別事務費月額（民間施設給与等改善費加算、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算及び処遇改善加算を除く。）の合計に1.16%を乗じて得た額	令和6年6月分		処遇改善③	一般事務費月額及び特別事務費月額（民間施設給与等改善費加算、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算及び処遇改善加算を除く。）の合計に1.16%を乗じて得た額	令和6年6月分	
介護人材確保・職場環境改善等加算	毎年度4月1日時点の支援員数に4,500円を乗じ、その額を前年度平均対象者数（各月の月末時点の入所者数の合計を12月で除す	令和8年4月分		<u>(新規)</u>			

	る。小数点以下は切り捨てる。)で除した額		
--	----------------------	--	--

3及び4 略

5 第2項及び第3項に規定する額に1円未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。

6 第2項の介護人材確保・職場環境改善等加算の認定に係る加算要件、対象経費及び加算の認定方法等については、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について(令和7年3月14日付け事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課通知)別添1の2(3)に規定する加算要件、対象経費及び加算の認定方法等の例によるものとする。

以下 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3及び4 略

5 第2項及び第3項に規定する額に1円未満のあるときはその端数は切り捨てる。

(新規)

以下 略

名護市告示第16号

平成6年3月28日付け名護市告示第24号で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき認可した地縁による団体「名護市古我知区」の告示事項について、下記のとおり変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

令和8年2月2日

名護市長 渡具知 武豊



記

1 告示した事項のうち変更のあった事項  
代表者に関する事項

2 その内容

令和8年1月1日から、代表者を名護市字古我知135番地1、古我知 直人とする。

名護市告示第 17 号

名護市に住所登録している別紙の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したので、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票を令和8年2月3日に消除したが、本人に通知することが困難なため、住民基本台帳法施行令第12条第4項後段の規定により告示する。

令和8年2月3日

名護市長 渡具知 武豊



住民票職権記載（消除）対象者 ～別紙

別紙

番号	氏名	生年月日	住所
1	LE QUOC CUONG	1999年9月16日	字宮里450番地12 内間ハウス203号

公 示 送 達 書

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明で送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により公告します。  
 なお、公示送達する書類は、市長(市民部税務課)が保管し、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年2月4日

名護市長 渡具知 武豊 

納税通知書番号	年度	期別	書類の名称	税額			納税義務者	
				税目	税額	延滞金	住所	氏名
1997084	令和4年度	第4、6期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	沖縄県名護市大東	新里 盛明
352560	令和2年度	第3、4期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	沖縄県名護市字為又	石川 利治
352560	令和3年度	第1期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	沖縄県名護市字為又	石川 利治
352560	令和5年度	第5期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	沖縄県名護市字為又	石川 利治
2337631	令和4年度	第2、3、4期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	沖縄県名護市字宇茂佐	目ヶ谷 大三郎
2220491	令和2年度	第3、4期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	東京都世田谷区桜丘	三城 将徳
2220491	令和3年度	第1、2、3、4期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	東京都世田谷区桜丘	三城 将徳
002286530	令和2年度	第3、4期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	群馬県吾妻郡中之 条町大字四万	RAI OSHAN
1723197	令和2年度	第3、4期	滞納処分の 執行停止通知書	市県民税	-	条例による算出額	東京都葛飾区金町	大山 純弥

様式第58号

名護市告示第 19 号

公 示 送 達 書

下記納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、地方税法第20条の2の規定によって公告する。  
なお、下記公告の書類は、市長（市民部税務課）が保管し、いつでもお申出くだされば交付します。

令和8年2月5日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書 発送年月日	納税通知書 番号	年度	期別	納期限	税額等			納税義務者	
					税目	税額 [円]	延滞金 円	住所	氏名
抜き取り	2386011	7	5	令和8年3月2日	市県民税 森林環境税	-	〔法律による金額〕	ベトナム	TRAN HUYNH NHU Y

※地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

下記納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、(その納期限を令和8年3月2日に変更して) 地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、公示送達をする書類は、市長が保管していますので、お申出くださればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和8年2月6日

名護市長 渡具知 武豊



納 税 通 知 書 送 送 年 月 日	納税通知 書 番 号	年 度	期 別	納 期 限	税 額 等			納 税 者	
					税 目	税 額	延滞金等	住 所	氏 名 等
令和7年5月2日	9443916	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	カナダ	伊佐 尚子
令和7年5月2日	9462520	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	米国	島袋 マリ子
令和7年5月2日	9116257	令和7年度	4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	ハワイ	神山 カメ
令和7年5月2日	145645	令和7年度	4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	米国	新城 廣子
令和7年5月2日	9104097	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	名護市字名護	山入端 謙壱
令和7年5月2日	9114190	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	名護市字名護	岸本 藤正
令和7年5月2日	9462520	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	名護市字辺野古	島袋 修
令和7年5月2日	9116079	令和7年度	4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	アルゼンティン国	屋嘉 宗林
令和7年5月2日	9620877	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	東京都杉並区井草	國久 富嗣

令和7年5月2日	9504613	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	愛知県名古屋市東区白壁	島袋 正人
令和7年5月2日	9462520	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	千葉県木更津市曾根	島袋 弘
令和7年5月2日	9114190	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	沖縄県名護市大東	大城 謙達
令和7年5月2日	97632	令和7年度	4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	沖縄県名護市港	仲村 栄信
令和7年5月2日	9534156	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	東京都港区高輪	佐藤 友紀
令和7年5月2日	1388703	令和7年度	1~4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	長崎県五島市富江町山下	松田 雄治
令和7年5月2日	1328794	令和7年度	4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	所在地不明	神谷 厚勇
令和7年5月2日	476404	令和7年度	4	上記による	固定資産税	円	条例による 算定額	所在地不明	新田 ガーイ

名護市告示第 2 | 号

名護市観光振興基本計画懇話会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月6日

名護市長 渡具知 武豊



名護市観光振興基本計画懇話会設置要綱の一部を改正する要綱 ～別紙

名護市観光振興基本計画懇話会設置要綱の一部を改正する要綱

名護市観光振興基本計画懇話会設置要綱（令和2年告示第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
第1条及び第2条 略 (組織) 第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、 <u>9人</u> 以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1)～(4) 略 以下 略	第1条及び第2条 略 (組織) 第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、 <u>8人</u> 以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1)～(4) 略 以下 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 名護市観光振興基本計画懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 名護市観光振興基本計画の進捗状況に対する提言を行うため、名護市観光振興基本計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇話会は、次にあげる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 委員は、名護市観光振興基本計画の進捗確認、課題・改善策等に関すること
- (2) 名護市の観光振興への取り組みに関すること
- (3) その他名護市観光振興基本計画に関し必要と認めること

### (組織)

第3条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光事業の運営その他観光に関し識見を有する者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置くものとし、委員のうちから選任する。

- 2 副座長は、座長があらかじめ指名する。
- 3 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員は、やむを得ず会議に出席できない場合、委員の定める代理人を出席させることができる。
- 4 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。またその職務を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、地域経済部において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、懇話会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年8月24日告示第177号）

この要綱は、告示の日から施行する。

公 示 送 達 書

下記納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。  
 なお、公示送達をする書類は、市長（市民部税務課）が保管し、申し出があればいつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年2月9日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書 発送年月日	納税通知書 番号	年度	期別	納期限	税額等		納税義務者	
					税目	税額 [円]	住所	氏名
令和7年4月17日	7130449	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	沖縄県名護市字親川	玉城 皓平
令和7年4月21日	268844	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	滋賀県草津市	新垣 雅三
令和7年4月24日	6985351	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	沖縄県名護市字茂佐の森	渡邊 麻人
令和7年4月21日	6749895	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	長崎県五島市	松田 雄治
令和7年4月21日	7084625	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	沖縄県名護市字為又	玉城 夏梨
令和7年4月21日	373001	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	広島県広島市	大嶺 真太
令和7年5月15日	7060459	7	全期	令和8年3月2日	軽自動車税	-	東京都練馬区	大場 パブロ ダニエル

※地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 1 月 16 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	スポーツコンベンション交流拠点施設整備外構工事
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月31日
5	概要	外構工事 一式
6	入札日時	令和8年2月3日（火）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	17,941,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年1月23日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年1月28日（水）正午
14	質問に対する回答	令和8年1月29日（木）
15	指名通知日	令和8年1月27日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和8年2月3日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

## 4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年1月23日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

## 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年1月27日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

## 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 8 年 1 月 22 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園園路照明改修工事（その1）
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	園路照明改修工事 一式
6	入札日時	令和8年2月9日（月）午前11時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	13,123,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和8年1月29日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和8年2月3日（火）正午
14	質問に対する回答	令和8年2月4日（水）
15	指名通知日	令和8年2月2日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級又はB級に登録されている者であること。
- ④ ~~今年度（令和7年4月1日から令和8年2月9日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。~~
- ⑤ ~~前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。~~
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。  
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者(1・2級電気工事施工管理技士又は技術士)」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。
- ⑮ 本案件は電気工事A級業者に対し令和7年12月19日付け公告を行ったが、入札参加申請業者が入札執行可能規定数に達しなかったため入札不調となったものである。また、前回公告時より設計金額が変更になったため、改めて電気工事A級全業者（受注済含む）及び電気工事B級未受注業者を対象として再度公告する。

## 3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

#### 4 提出書類

次に掲げる書類を令和8年1月29日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
  - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
  - (2) 資格者証の写し
  - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

#### 5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和8年2月2日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

#### 6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 5 号

沖縄県知事から、令和 8 年 1 月 16 日付け農森第 1714 号により、下記の土地について、別紙写し（令和 8 年 1 月 16 日付け沖縄県告示第 14 号）のとおり保安林の指定の予定をする告示の掲載依頼がありますので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 22 日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 指定の予定保安林の所在場所  
名護市字世富慶高喜名原 799 番、800 番、801 番
- 2 指定された目的  
土砂の流出の防備

## 名護市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案を作成したので、公告・縦覧する。

令和8年1月27日

名護市長 渡具知 武豊



### 記

#### 1. 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更案を作成した地区

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) 喜瀬・幸喜・許田      | (11) 屋部                |
| (2) 数久田・世富慶       | (12) 中山・宇茂佐            |
| (3) 為又            | (13) 旭川                |
| (4) 源河            | (14) 勝山                |
| (5) 稲嶺・真喜屋・仲尾次    | (15) 安和・山入端            |
| (6) 川上・親川・田井等     | (16) 久志・豊原・辺野古         |
| (7) 振慶名・山田・伊差川・仲尾 | (17) 二見・大川・大浦・瀬嵩・汀間・三原 |
| (8) 我部祖河・古我知・内原   | (18) 山入端               |
| (9) 呉我            | (19) 天仁屋・底仁屋           |
| (10) 屋我地          |                        |

#### 2. 縦覧場所

名護市ホームページ及び名護市農業政策課

#### 3. 縦覧期間

令和8年1月27日～令和8年2月9日17時15分

#### 4. 意見の申し立て

各計画案に対する意見については、意見書を名護市農業政策課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了日までとし、対象期間外及び電話や口頭による意見受付はできません。

名護市公告第 7 号

沖縄県知事から、令和 8 年 2 月 3 日付け農森第 1769 号により、下記の土地について、別紙写し（令和 8 年 2 月 3 日付け沖縄県告示第 36 号及び 37 号）のとおり保安林の指定の予定をする告示の掲載依頼がありますので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

名護市長 渡具知 武豊



記

- 1 指定の予定保安林の所在場所  
名護市字古我知古我知原 295 番 1
- 2 指定された目的
  - ・土砂の崩壊の防備
  - ・風害の防備



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） ..... 1
- 指定管理者の指定（科学技術振興課） ..... 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） ..... 1
- 民有保安林の指定の予定・2件（森林管理課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課） ..... 3
- 監督処分に係る措置を命ずべき者を確知できない工作物等に対する措置命令（漁港漁場課） ..... 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所） ..... 4

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 4
- 建設業者に対する営業停止命令（技術・建設業課） ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年第1回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 招集の期日 令和8年2月10日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

### 沖縄県告示第34号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第6条第1項の規定により、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 ライフサイエンス研究センター運営共同体  
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7  
公益財団法人沖縄科学技術振興センター うるま市字州崎12番地2
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 沖縄県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下南地区県営土地改良事業（区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和8年2月4日から同年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

#### 沖縄県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字古我知古我知原295番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

#### 沖縄県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字古我知古我知原295番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

#### 沖縄県告示第38号